

H 1 5 年度  
大田区議会議員  
**田中 健**  
質問集

平成 1 5 年 2 月 2 6 日  
第一回定例会 「景観緑重視でPRできるまちづくりを」

39番（[田中健](#) 君） 区議会民主党の[田中 健](#)です。大田区議会民主党を代表して質問をさせていただきます。

今回は行政の電子化、また、まちづくりに関して、景観法、そして観光政策の3点についてお伺いをいたしたいと思っております。

まず、電子自治体推進の現状と今後の展開についてをお聞きします。

これまでの我が国の取り組みを見ますと、政府は、平成6年に行政情報化推進基本計画を策定し、平成12年末にはIT基本法が成立いたしました。翌年からはe - J A P A N構想のかけ声のもと、毎年重点計画が出されてきました。しかしながら、平成15年11月に出された国連と国際電気通信連合による報告によりますと、国連の加盟国191か国における情報通信のインフラ、行政手続の政府の電子化対策の進ちょく状況は、日本18位、そしてアジアの他国、シンガポールが12位、韓国が13位と、アジアの中でも大きく差をあげられてしまっているのが現状です。

政府は昨年、e - J A P A N構想を改訂し、e - J A P A N戦略 を発表しました。これによりますと、これまでのITの基盤整備からITの利活用への大きな移行の方針が出されております。国の手続を2003年度までに90%以上オンライン化する等の方針を立て、急ピッチで整備が進められています。その関連の中で、電子行政推進国・地方協議会の設置、また、霞が関WANとLGWANの連絡協議会などが立ち上がっていることと思っておりますが、今その組織はどのような組織であり、そして、どのような議論がなされているのでしょうか。経緯をお聞かせ願いたいと思っております。

というのも、政府もこれまでの電子化のおくれから、その脱却をねらい、一気に実現化を進める意気込みはよいのですが、果たしてそれに対し地方自治体が受けとめられるのか疑問に思うからです。例えば、行政手続等オンライン化3法の公的個人認証法により、本年度1月29日から公的個人認証サービスが既に始まっております。しかし、このサービスは大変複雑なこ

とに加え、自前でカードリーダーを買うという必要がある。また、手数料が高いなど大変使い勝手の悪いサービスであります。IT化、IT化と言う中で、中央に対して地方自治体はどのようなスタンスにいるのか知りたいから、この質問をさせていただきました。

また、この機会に改めて、電子自治体推進の必要性、そして電子自治体の目的について区の考えを教えていただきたいと思えます。

電子自治体構想は、一方で、金食い虫だ、本当に便利になるのかといった声があるのも確かであります。今回も福祉システムの開発費で2億5000万もの経費がかかります。専門的なこともあり、それが安いのか、もしくは高いのかわかりにくいのが本音のところですよ。

また、国が率先して行政手続のオンライン化をはじめとし、税の納入システム、電子投票などのスケジュールを次々と組んでおります。区はそれに対しどのようなスケジュールを描いているのか、決まっている範囲でお教えいただきたいと思えます。

というのも、13年7月に各部局にインターネット端末が置かれてからはや3年目を迎えるのに、まだ市内LANの構築さえできていない。行政情報化ビジョンなるものはできているものの、なかなか進んでいない。情報化推進ということで本年度も3億2310万円が予算案として出されていますが、行政がどう変わるのか具体的な道筋が見えない。新3か年実施計画の中でも情報化基盤整備が事業名として挙がっていますが、情報化ビジョンの完了の割合の評価は3年後の18年でやっと10%、毎年2から3%しか進んでいません。情報化は日々変化し、企業では毎年のように事業プランを見直し、経費削減を図る中、このスピードでいくと、平成14年度に立てた大田区の行政情報化ビジョンは完了するまでに30年もかかってしまうこととなります。果たしてこれでよいのでしょうか、区の方針をお聞かせください。

システムは変えるとなると莫大な費用がかかり、そんなに簡単に進められないという声が聞こえそうですが、今回、政府は共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略というものを提案し、近隣の自治体で共同にシステムを標準化、また共同化を進めています。これにより運用コストの削減、50市町村、人口150万人の想定で約7割のコスト減ができるということも示されています。また、データセンターの運営を行う地元企業を中心に、通信サービスの提供、ネットワークの保守、運用、メンテナンス、物流サービス等、さらには職員の訓練等について地元で相当の需要効果を創出できるとして、地域経済の活性化も考えられます。このような考えは取り入れていくのでしょうか、考えをお聞かせください。

そして、問題は進め方にもあると思えます。一般に電子政府や行政の方針というものは、第1に国民、区民の利便性、サービスの向上が挙げられ、二つ目には、そのIT化による業務改革が挙げられます。しかし、今回の情報化推進も、どちらかといえば後者に偏り、区民の目線などどこかにいってしまっているのが現状ではないでしょうか。だから、情報化と言いつつ、先日配布された「区民の声」などがいまだにでき上がってしまうのではないのでしょうか。だれが今どき区長への手紙などというものにわざわざ文章をしたためて送るのでしょうか。相当な思いがなければなかなかできることではありません。どう考えても、冊子の「はじめに」にあるように、幅広い広聴・相談活動を実施し、区民の声の把握に努めているとは言いがたいのが実情ではないでしょうか。区はホームページで情報を発信し、うぐいすネットで施設予約をしているのに、意見や要望は手紙、電話だけで、どう考えてもそれだけではおかしいではありませんか。区民の利便性やサービスを考えたならば、ファクスやメール等を利用しての区民の声を聞くこと等、幾つかの方法、さまざまな手段はだれでも考えつくことだと思います。ホームページにも広報広聴課のメールはあるのですが、メールに寄せられる声はどのように処理されているのか、お教えいただきたいと思えます。

また、この区長への手紙を送ると、再生紙に「広報」の名前の入った封筒で、また「広報」の名前が入ったレターヘッドに、インクがすり減った区長のスタンプが押されたものが送られてきます。もらった区民は、だれもお役所の仕事だとあきれております。

今、企業ではマーケティング部が花盛りのように、消費者の声は最も重視されます。批判であればあるほど、我が社のことを思ってくれている、そこに変革のチャンスがあるととらえ、丁寧にお礼状を出し、また、会社のさまざまな情報を今度は自分たちから発信していきます。それなのに行政は今述べたのが現状、また、返信に対しても機械的対応では、本当に区民の声

が聞きたいのか疑問に思わざるを得ません。ここにも行政の体質、情報化を生かし切れていない、生かそうとしない姿勢があらわれているように思います。だからこそ、私は情報化の大切さを訴えているのですが、なかなかわかってもらえないようです。

静岡市には、市民から寄せられた声を一括して集約し、庁内LANで担当課に連絡する市民の声システムがあります。電話やメール、ファクス、市政モニター、さまざまな声、市民の要望、苦情、意見は、すべて広報課で集約して担当課にメールで発信し、そして担当課は、それらの意見にどのように対処したかを返信するシステムができ上がっております。また、そのデータベースも将来的に市のホームページで公開することを検討しております。ぜひこのようなシステムを大田区でも導入してほしいと思います。

これらを踏まえ、国民、区民の利便性、サービスの向上といった視点での行政の情報化のはっきりとした道筋、また、それを行政の仕事に生かすための施策、また、どうして民間のように利用者の目線に合った事業ができないのか、ぜひともこの際、考えをお聞かせ願いたいと思います。

水と安全は日本ではただであると言われていたのが今は昔であり、今は水もお店で買い、また安全に関しても、幾らお金を積んでも簡単に守れないものとなってきました。同じように、今まで当たり前とっていたものを保護の対象にしたり、あるいは資産もしくは財産として積極的に活用する時代に入っています。その代表例が特許や著作権といった知的財産であり、また景観であります。前者は目に見えないものであり、後者は目に見えるものであります。前回の質問で知的財産に関しては取り上げさせてもらったので、今回は景観についてご質問したいと思います。

先日、報告会をさせてもらったように、私は昨年末、海外視察に行かせてもらいました。その際、「百聞は一見にしかず」のごとく、まさにこの目で世界の今を見て、肌で感じてまいりました。福祉や産業、交通とさまざまなものを勉強させてもらったのですが、すべてに共通して挙げられるのはまちの美しさでありました。当たり前過ぎて調査項目には挙げていなかったのですが、ヨーロッパは大変に景観を大事にする国であります。どのまちに行っても美しいまちなみ、自然と調和したまちなみ、高さや壁の色、外観の統一性、そこにいるだけで歴史を感じずにはいられませんでした。確かにヨーロッパは古い建物の補修を繰り返して、大変にコストがかかっていることなのでしょう。しかし、それが何十年と続くと、そのもの自体が歴史ある建物になり、それらが調和して美しいまちをつくり上げるのです。つまり、景観は、そのまち、その地域の資産であるということです。そして、その資産は単に保護するだけの対象ではなく、それによって付加価値を生むことができるものでもあります。

そんな中、屋根の向きや壁の色をそろえたり、街路樹を植えたりして、ヨーロッパのまちなみのように景観を日本にも定着させようと、国土交通省が今後の景観づくりの基本となる景観緑3法を今国会に提出し、今月の10日に閣議決定されたばかりであります。法案によりますと、自治体ごとに景観形成計画をつくり、地域を指定して、建築物の色やデザインなどを統一規制できるようにするとあります。商店街などでは、住民が景観協定を結べるとし、自動販売機の色、店頭の照明などを含めて景観上の統一を図れるとあります。

これまでは景観に関しては、都市計画法などによる規制のほか、屋外広告など個別の規制法はありましたが、景観を全面にうたった法律は初めてであります。市町村は、地域の特性に合った景観形成計画をつくり、自治体の中で幾つかの景観形成区域をつくり、指定ができます。つまり、地域内で建物を建築する場合は届け出制とし、配慮すべき色など景観の基準は各自治体が決められます。また、よりよい規制をするために、地域内に景観地区を設け、建物の形、デザインも規制できるようにもなります。さらに、まちの景観の中で欠かせない建物や樹木を景観重要建造物として指定する制度や、まちづくりに取り組むNPO法人などを景観整備機構として法的に位置づけ、重要な建物の保全やきれいな景観づくりを支援できるようにするなど盛り込まれております。

まず区としては、この景観緑3法に関してどんな情報を得ているのでしょうか。また、この法案に関してどのように受けとめているのでしょうか。当法案は本年度中の施行が予想されておりますが、そうなった場合、現在区が進めるまちづくりの方針にどのような影響が出るで

しょうか。もう幾つか案があるのであればお教えてください。

また、これまでも各自治体で景観条例などが定められてきましたが、広まらなかった理由に法的枠組みがなかったという面も確かにありますが、一方で国民の根本的な景観意識の欠如といった面があるのも考えられます。特別な景観を守るだけでなく、いつでもどこでも美しい景観づくりを誘導する仕組みも考えていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

また、景観緑3法の大きな柱のもう一つには都市緑地法案というものがあります。この法案は、緑豊かな都市の実現を目指し、緑地の保全、都市の緑化、公園整備を総合的に推進することを目指したものです。具体的には、大規模ビル開発の際、敷地面積の25%を上限に緑化を義務づける緑化地域制度などが盛り込まれております。これまでも東京都は大規模ビルの緑化を義務づけていましたが、この法案により緑化義務が一段と厳しくなるという見込みが出されています。特に都市部は緑地や水面が減少した結果、ヒートアイランド現象が進んでいると言われます。ヒートアイランド現象への対応は、公有地の緑化だけでは間に合わないことも指摘されてきました。これからまちの景観という意味においても、また、潤い、輝きのあるまちづくりを進めるという面でも、まちの緑化はますます必要性が高まってくると考えますが、区としては今回の法案を踏まえ、どのような緑化対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

景観という話が進んだのですが、まちづくりという点で関連して、観光政策についてお聞きしたいと思います。

この景観法でさまざまな美しいまちなみ、名所が発展してきたとしても、やはりそれを外部にアピールすることがなければ人はやってきませんし、まちは潤いません。国や都、そして区が観光政策の重要性を打ち出し、昨年には大田区観光協会も設立されました。しかし、それが具体的活動としてあらわれるにはなかなか至っておりません。なぜなら、それはプロモーションの仕方、また、その仕組みができ上がっていないことに問題があるからではないでしょうか。産業振興協会などは、我が大田の技術を世界に広めようと大変努力なされています。しかし、ソフトの面でのアピールはほとんどなされていないのが現状であります。いや、本門寺や馬込文土村あるじゃないかと言われることもあるかとは思われますが、それをどれだけ外に発信して、また新しい観光客を呼んでいるかは別問題です。

そこで、私は、おたフィルム・コミッションの設立を提案したいと思います。以前、金子富夫議員が「釣りバカ日誌」の大田区への誘致を提案したことがありました。私は、それをさらに発展させて、観光プロモーションのツールとしてフィルム・コミッションの提案を今回させてもらいたいと思います。

日本映画は日本が世界に誇れる文化の一つです。「ローマの休日」を見て実際にローマに行き、オードリー・ヘプバーンのように階段の下でアイスクリームを食べたり、真実の口に手を入れてみたいと思うことがあるように、映画を通じてその国を知る、また、もっと知りたいと思う人は多いでしょう。映画はその国を映す鏡であり、文化であるのと同時に、効果的な観光宣伝の機能を持っております。

日本は世界の主要な映画制作国の一つですが、映画やテレビなどの撮影環境が必ずしも整っているとは言えない現状にあります。従来、日本にはロケーション撮影を誘致し、撮影に必要な許可をとったり、関係する方面との交渉を行うといった撮影に協力するための組織がありませんでした。最近では、スティーブン・スピルバーグ監督が戦前の京都を舞台として、ある芸者の半生をつづったベストセラー小説「メモワール・オブ・ゲイシャ」の映画化を進めていたところ、撮影環境に恵まれないことがわかり、撮影を延期したとの情報もあります。

一方、欧米諸国においては、映画等が重要な文化活動と認識され、かつ映画やテレビの撮影地になることによって地域の知名度を飛躍的に向上させること、関連産業を通じて経済効果と雇用の創出に貢献すること、また地域文化育成にもつながることなどから、多くの自治体等が映画やテレビのロケーション誘致に積極的に取り組んでおり、州あるいは市町村単位でフィルム・コミッションという公的機関が設立されております。

フィルム・コミッションとは、現在、欧米を中心に世界31か国に約300の団体が組織されています。それらの多くが自治体等に組織されており、国内ばかりでなく国際的なロケーション

誘致、支援活動の窓口として、地域経済、観光振興に大きな効果を上げております。

我が国では、これまでこの種の支援組織がなく、撮影環境が悪いことから、ここ10年余り米国のメジャー系映画撮影が1本も行われていませんでした。そこで、この状況を憂う映画、マスコミの関係者が中心となって、平成12年2月に民間による任意のフィルム・コミッション設立研究会が設立され、同年9月にはフィルム・コミッション設立推進全国シンポジウムを、そして同年11月には国際映画祭にタイミングを合わせて国際シンポジウムを開催して、日本のフィルム・コミッション設立運動の状況を世界に発信する機運を盛り上げてきました。ちなみに平成15年8月1日段階では、フィルム・コミッション58、自治体13、その他公共団体が2、業界団体が12、賛助会員13、個人会員44までと日本で広がりを見せつつあります。

また、これを提案したもう一つの理由は、映画だけでなく、大田区の映像というものに関する情報が余りに管理されておらず、さまざまなアピールのチャンスを逃してしまっていると考えからです。現在流れているCMだけでも、ハンバーガーの宣伝「エッグマフィン～遅刻編」は私の石川台駅が舞台でありますし、ドラマでも朝のNHK連続ドラマは、これまた石川台駅で撮影がなされていました。また、「こちら本池上署」は本門寺や洗足池が出てきます。そして、「砂の器」というドラマでは蒲田で撮影が進んでおり、富士通さんが大田区民ホールとなり、警察本部は蒲田西警察署という設定がなされております。また、ちょっと前では、キムタクの「GOOD LUCK!!」は羽田で撮影されていました。

このように全国放送の番組で大田区が活躍しているのに、知っている人はわずかであり、知らない人の多いのが現状です。でも、今の幾つかの具体例を聞いただけで、なぜか楽しくなってきましたし、自分のまち大田をまず住んでいる区民が興味を持ってもらえることにもなります。しかし、今はこのような情報を管理し、発信しているところがないので、区民にも知られず、区のPRにもつながっていないのが現状です。大変もったいないといしか言いようがありません。

話をまとめますと、フィルム・コミッションをつくることによって、1、情報発信のルートがふえます。2、撮影隊が支払う直接的な経済効果が見込まれます。3、作品、これは映画やドラマを含め、観光客がふえ、観光客が支払う間接的な経済効果が見込まれます。そして、4、映画、テレビを通じた地元住民の文化レベルの向上も見込まれます。ぜひとも、形は変わってもいいのですが、大田区でも観光政策の一端として、また区のPRという面からも、このような活動に取り組みたいかがでしょうか。区の方針をお聞かせください。

現在、東京都は「東京の魅力を映像で発信!」というスローガンのもと、東京ロケーションボックスというものをつくり、フィルム・コミッションと同じような活動をしています。これを見ると、区に関することは各区にお問い合わせくださいということで、我が大田区では企画部広報広聴課が窓口になっています。実際のところはどのような機能が果たされているのでしょうか。

また、これも行政の方針、姿勢ということになるのですが、広報広聴課が区の行事を追っていることに加え、さらにこちらみずから大田区をPR、プロモーションするようなことはできないでしょうか。

練馬区は、広報がJTBに売り込みに売り込みを重ねて、丸ごと1冊情報誌の「るるぶ」に練馬区版をつくってもらったそうです。意気込みを感じますが、いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

区長(西野善雄 君) e-JAPAN、あるいはその他大田におけるコンピューターの利活用についての将来への方向性などについてご質問をいただきました。霞が関WANとかLGWANという仕組みでございますが、これは電子行政推進ということで国・地方公共団体協議会ができ上がっておりまして、国では16の機関、都道府県が10団体、市町村が12の団体で構成されている。これは代表的なピックアップでつくられたものでございまして、それらの情報は各自治体等に流れてまいります。15年の10月に第1回の協議会が開催されておりまして、電子政府・電子自治体構想に向けた取り組みを総務省から説明をなされた、こういうことでございます。その目的とするところは、まさにコンピュ

ーターによる行政のより効率的な利活用を図るといふことにあるわけでございます。

そういう点で、今、住民基本台帳などについて全国ネットが始まったわけでございますが、必ずしも十二分な利活用が行える状況にない、そういうのが残念ながら現況でございます。私もカードは持っておりますけれども、利用は何をしたらいいか、実は何も利用することがない、これが現況ですし、もし利用するとすればカードリーダーをセットして、そして、いろいろなところにアクセスするわけですが、アクセスする場所がいまだにほとんどでき上がっていない、これが現況でございます。

それから、今度は大田区の問題でございますが、大田区がコンピューターを本格的に利用開始をしましては昭和40年代でございます。したがって、今日に至るまでのコンピューターの発展というのは驚異的な日進月歩の発展でございます。一番最初、税金とか給与とか、そういうものから始まったわけでございますが、次のレベルに切りかえる際にソフトが必ずしもついていかないから、その都度開発する、開発するというような形で今日までやってまいりました。例えばウィンドウズ一つとりましても、10年ぐらいの間に4段階も5段階も変化しております。ベーシックなものをつくった段階のものにいろんな業務をつなげておりますが、そうすると、そのつなげるときに、それぞれ違うソフトがメインになっちゃうとつながらなくなってしまう。そこで今、今年度予算で出しておりますのは、基盤をまずつくらなければいけない。例えば、今で言えばX PならX Pで合わせて、あとほかの93とか、まだまだ古いのを使っているソフトの分野があるわけですね。それから、単独で使っているようなものもあるわけですね。そういうものをみんなそのベースの上に立ち上げないと、うまくリンクしてこない。そして初めて庁内LANという方向にまで結びつけられる、こういうことになると思うんです。

したがって、この3年間というのは、基盤組織をどういうように構築するか、その研究をし、そして開発をし、ソフト化をする。そして全体を、後で単体の仕組み、システムをそれにリンクして、つなげていくという方式に立ち上げていく。そうすると、全体が初めてつながるといふことなんです。今は一つ一つが動く状況になっておりますから、住民基本台帳でこの人はいるのかいないのかといふのをチェックするためにも、別のソフトを使いながらつなげるというようなやり方をやらざるを得ないわけですね。そういうことをなくして、一括してトータルで出たこれのようにしたい。それをまた庁内LANで、庁内の中である程度、個人情報審議会のゴーサインが出たものについてはつなげる、あるいは職員はみんなパスカードを持って初めてアクセスができる、そういう仕組みを仕上げていきたい。その第一歩が平成16年の基盤整備システム開発、こういうことでございます。ですから、3年間のうちにはそういう方向が出る。今、単体で動いているものといずれにしても仕事は動いていますから、仕事をとめるわけにはいかない。そして立ち上げていく。そんなに長い時間かからないうちに終了させたい、そういう思いでございます。そうすると、コンピューターによって出入りをうまくチェックができるようになる。

LANというものは、市町村とか、そういう囲われた中だけでやる仕組みでございます。一般の区民とインターネットその他を通じ、あるいはメールを通じてやるものと、それをきちんと仕分けをしておきませんと、悪用する人間が飛び込んできて、データをぶっ壊したり盗んだりという問題が出てくるから、LANというものはそういうものを防ぐ仕組みとして作り上げよう、こういうことでLANにも我々も加入しています。それで、そういう保護をするということと、それからいま一つは、区民にホームページを見てもらうように、いつでもアクセスできる、そういう仕組み、大きく分けるとその二つに分けながら、うまくコンピューターの利活用を図る、それが今の大田区の方針でございます。

その事務的なサイドとか区民サービスをどのように提供していくか、そういうことについて基幹部分を構築する。今、日本総合研究所というところでやってもらっているんですが、正直言って、中間レポートを見ましたけれども、具体論が何もないので、今ちょっと文句を言おうかと思っているところです。要するに、大田区版はどうあるべきなんだという大田区の個々の業務について分析をして提案をしてくれなければ意味がない。一般論を

書いてもらっても私はしょうがない。今読んでいましたらそんな中間報告になっているので、これなら台東区と変えても東京都と変えても同じじゃないか、そんなものは要らないんだ、大田区は大田区でやるべき、そういう基幹部分、システム、そういうものを提案してほしい、このように申し上げてあります。それによって初めて大田区が目指す情報化ビジョン、「安心・輝き・潤い」というものにもフィットしてくる、このように考えているわけでございます。あくまでも区民サービスとか区政の向上のために活用できる道具としていかに使うか、こういうことを念頭に置いております。

したがって、オンライン化の話は、先ほど申しましたように、その基幹部分とオープン部分ときちんと分けたオンライン化の話でございます。前提条件をそういうことでぜひご理解を賜りたいと思います。

次に、政府は、アウトソーシングだとか電子自治体でやるときにはできるだけ経費をかけないで、協力できるところは協力して、共同してやったらいいじゃないか。我々も、どこかで開発したソフトがあれば、それをパッケージで持ってきて、多少自分のところで手直しをして使うというようなことをやっています。それはただじゃありません。開発経費がもともとかかっていますから、AならAという市が開発のために金をかけているわけですね。そうすると、それを中間に入ったソフト会社はマージンとして取らなくちゃいけないから、そのパッケージは有料でございます。私どもが今やっているのが一番典型的な例は、介護保険システムが平成12年に入りました。同じコンピューターを使っている、その区が6区ございます。その6区が共同して、介護保険システムは共同開発しました。したがって、1区でやるよりも6分の1近いお金で開発ができた。こういうことで、今、23区の中でも使っております。そんなことは年じゅう、お互いに情報交換しながらやっております。

それから、防災でもし地震になったとき、同じ機械を使っている区同士で協定を結んで、それで相互に利用しよう、そういう仕組みも今立ち上げております。ですから、大田区のコンピューターが壊れちゃった。そうすると、同じ機械を使っている江東区へ行っ、江東区で作業して区民の皆さんにご連絡をする、そういう仕組みは既に協定としてはでき上がっています。実際に実験をした事例はありません。そういうことで東京都全体としても、入開札問題、そういう問題についても一緒に共同開発しようよということと呼びかけがあって、今、都内59の自治体が参加して一緒に研究しよう、そういう方向で動いております。いずれにしても、できるだけコストを安くするためには大人数でやった方が安いですから、そういうようなことは私どもも心がけていきたいと思っております。

そこで、「区民の声」についていろいろとご批判があって、今どきあんな文章を書いて返事を出しているんじゃないかと、メールでやればいいじゃないかと。そういう人ばかりいるわけじゃございませんので。田中議員はできるかもしれないけれども、うちのばあさんはできないということでございますから、やっぱり世代に合わせた対応をしよう。メール件数、問い合わせは、去年の例でいくと1800件来ている。そのうち回答をメールでしているのが1200件ある。だけど、そのメールも中身がいろいろなんですよ。もうご案内だと思います。変なメールもいっぱいあるんです。だから、まともに取り合わない方がいいよと。どこで、だれが、どのように判断するかって難しいですけども、そういう中身の問題があります。「区民の声」自体は1万2900件来ています。

L A Nシステム等については以上でございます。

次に、景観の方ですが、知的財産は前回言ったから、今度はそういう文化面から見て、景観をいかに作り、あるいは保存をするか。正直言いますと、ヨーロッパと日本の大きな違いは、木の文化と石の文化の違いだと私は考えているんです。ですから、何百年たっても石の文化で積み上げていけばもとどおり戻るんですね。木の文化の方は、京都、奈良あたりだと、ああやってきれいに保存していますけれども、東京へ来たたらどどんぶっ壊してビルに変えちゃうという、そういう方向で開発が進んできました。ですから、東京で残っているとすれば点として残っているんですね。そういういわゆる歴史的なものをいかに価値として認め、保存していくか。東京の場合には、これは我々はこれから取り組む大

きな課題だと思えます。大田区内にも立派な建造物が幾つもあります。文化財にも指定しています。だけど、それがまちなみを形成していないから、建物としてあるけれども、景観としてあるかという、ない。残念なことだと思えます。そういう点で、これから景観として残すためには、やはり地域の理解と協力。例えば、田園調布には地区協定というのがある。こういうように皆さん住民として考えようよ、そういうのができ上がっているわけですね。ですから、多少見られるまちなみになっている、こういう姿ではないでしょうか。

いずれにしても、区民の皆さんとの理解と協力のもとに景観というものをいかに作り出すか。それで、区としてはどういうことが望ましいか出していきたいんですけども、それぞれの地域によって個性があって、もう既にでき上がっちゃったまちですから、そこにある固定のものを持ち込んで、こうやれ。皆さんの納得をどれだけ得られるか、そういう問題が残ろうかと思えます。我々としては、いいまちをつくるための努力、それを否定するものではございません。できるだけ残すべきものは残し、景観として将来につなげていきたい、そういう思いはございます。

そのためには、やはり水と緑、景観、整備方針がなきゃだめだよというご指摘がございました。当然のこととして私どもも、おおたプラン2015の中に書いた話というのは、実はそういうことも念頭に置きながら書いたんですけども、現場へ行って話をするとノーという感じになってしまうんですね。地道にやらせていただきたいと思えます。

それから、政府の方で景観緑3法の整備を進めているがということでございますが、平成16年の2月ですか、閣議決定をして通常国会に出され、そして可決成立、6か月経過した後でどういう政令、施行令が出るか、こういう状況になっているということは承知しておりますし、中身もある程度のことばわかっております。そういう中で、不透明な部分がまだありますから、当然のこととして我々も大きな関心を持ってこれからも研究をしたい、このように思えます。

次に、ヒートアイランドとか地球温暖化に貢献するような緑化のお話がありました。私どもも緑化についてはかなり高い関心を持って取り組んできているつもりですが、やはり狭い土地の中で何とか区民の皆さんにご満足いただけるということ、どうしても緑地比率が少なくなる。でも、みずから規制値をつくっていますから、それは守るように精いっぱい努力をしております。池上会館、屋上は緑地庭園になっております。それから今回つくらせていただいた浜竹図書館、あそこもつくりました。壁面緑化も今苗を植えたばかりで、まだ花がついていないので寂しい感じですけども、いずれはよくなるだろうと期待をしております。

次に、観光とか区のPRのためにフィルム・コミッション、そういうような考え方、あるいはテレビのロケ地などとして積極的に売り込む、そういう部局をつくってやってみたらどうかと。相手の求めるものとおうちの提供するものがうまくフィットすれば一番いいんですけど、いろんなものがあります。3月2日に今度「ガイアの夜明け」というのをやりますから、大田区がいっぱい映りますから見てください。そういうのもあるし、歌になった桜坂もあるし、最近「大田区でプロポーズ」というのもあるし。何で大田区になったんですかと聞いたら、ごろがいいから大田区にただけで、何の意味もないと。歌詞を読んでも、まさにそのとおりなんです。そういうようなことですが、そういうことで関心を持ってもらうということは大切なことだと思えます。今後とも外部に向かってそういう観光とかロケの問題とか、あらゆるところで発信ができるような体制づくりは、ご指摘のようにやるのが望ましいと私は考えております。

いずれにいたしましても、ご提案いただきました、それらを具体化していかなきゃ意味がありませんから、当面は広報広聴課を中心にして取り組んでもらおう、このように考えております。

それから、みずからもそういう風景を将来のために残したらどうか。いろいろと難しい問題はあるかと思えますけれども、できるだけライブラリーとして残せるようなものは残す、そういう方向で考えたいと思えます。

